

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

(開催要領)

1 日時 平成28年6月9日（木）11:20～11:37

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

平井 淳生 経済産業省文化情報関連産業課長

高橋 淳子 経済産業省文化情報関連産業課課長補佐

<事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長

川上 尚貴 内閣府地方創生推進事務局次長

杉田 香子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

(議事次第)

1 開会

2 議事 外国人留学生を受け入れるアニメ等教育機関の審査について

3 閉会

○事務局 国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを開催いたします。

続きまして、「外国人留学生を受け入れるアニメ等教育機関の審査」について、経済産業省にお越し頂いています。

本件は、3月2日の国家戦略特区諮問会議の取りまとめにおきまして、クールジャパンに関する外国人材の受入促進ということで、アニメ分野について、認可外学校への留学が認められていないところ、適格性の確保を前提に、当該学校への留学を可能とするという文言が盛り込まれております。経済産業省の方で、実施要領や運営の基準を作成いただいているところです。

本日は、八田先生が急遽所用により御欠席となりましたので、代理で原委員に座長をお願いしております。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○原委員 では、よろしくお願ひいたします。

経済産業省、どうぞ。

○平井課長 ありがとうございます。経済産業省のコンテンツ課長でございます平井と申します。よろしくお願ひいたします。

今日は御報告事項でございまして、先般の国家戦略特区のヒアリング、あるいはその後の国会審議等を経まして、クールジャパン分野における外国人材の活用をするというのが述べられております。その全体というよりは、その中で特に、3月に御指摘がありました中のアニメ分野に関します、特に外国人材の国内機関への留学。クールジャパン人材全体の中から見ると非常にスポットでございますけれども、この部分に関しまして、法務省と実際の規制緩和の動きが一つスタートできる運びになっておりますので、今日は御報告させていただく部分でございます。

全体の位置付けをこちらのパワーポイントで御説明いたしますと、今回、説明申し上げますのは、アニメ分野における外国人材の活用というのは全体の広い分野でございますけれども、今日に関しては赤い部分でございます。すなわち、日本国内への留学は、既に大学であるとか、あるいは各種学校への留学ビザが認められているのですが、特にアニメ・漫画・ゲームの分野に関しては、株式会社の形でその育成機関、教育機関が運営されているケースが多くございまして、この部分は現状では開いていない。外国人をそこで受け入れることはできないとなっておりますので、ここにビザを発給するための仕組みをこれから構築しようというところでございます。実際、彼らに関しては、非常にニーズが高うございまして、日本のアニメ、世界と言うかアジア中心でございますけれども、国際分業がすごく確立してございます。アジアの中で日本のアニメーションの作画等を担っている人材はたくさん多くございまして、彼らに専門的な形の教育を施していくないと、そこが今回の緩和の狙い目でございます。

次に、もう一枚表がございますので、全体の手続はこんなにビジーな非常に複雑な仕組みになってございますが、今回これが全部整ったわけではなくて、この仕組みを動かす第1段階を開けますという段階の御報告でございます。非常にビジーなのですが、ポイントが一番ありますのは、一番右にございます⑭でございます。法務大臣が告示することによってここが開くというルールがございます。これは入管法の第7条から政令に下りておりますと、さらにその政令の中で、法務大臣が日本への在留資格を認める教育機関を告示で指定することができるという項目がございます。よって、これに基づいて法務大臣に告示いただければ、株式会社で運営されていようと、日本国内の教育機関への留学は認められるという形になってございますので、とにかくここは開けようというのが、このスキームの狙いでございます。

ただ、ここを告示していただくために、この左側のこんな大きなものを回すというが必要でございまして、これは今回、アニメやゲームのために作ったわけではありませんで、従来やっていますクールジャパン分野のファッション系の人材が大体こういう形で回

っておりますので、それをお手本にしながら組んだものでございます。

⑭から先に戻りますと、実際には告示する前に、この教育機関、株式会社の教育機関が一番左下にございますが、ここから御要望とか、こういった機関ですという御相談を④でお受けしまして、経済産業省として、⑤で第三者機関に諮り、その上で、⑦で法務省に対して、この教育機関は適格性があると、アジアの人材をここで受け入れたらよろしいのではないかということを法務省の方に協議する。これを受け、法務省が各省庁との間で必要に応じて協議、連携等をしていただきまして、あと色々な手続がございますけれども、告示されれば、この告示されたところに対して、中心の下でございますけれども、留学生が留学ビザを取ることができる。もちろん留学ビザの発給は入管の方でやりますので、そういうところの手続を、ちょっと細かいビジーなものを書かせていただいているところでございます。

それでは、こういうものを動かすために、スタートが④でございますので、これから早速に株式会社等で運営されている教育機関を我々の方に集めまして、これを適格性があるということで法務省の方におつなぎしていきたいと思っておりまして、早速ここを開けるということで、今用意していますのが、この日本語のパワーポイントでございます。こういった実施要領に基づきまして、経済産業省の方に留学生を受け入れたい教育機関から御申請、御相談をいただきたいと思っておりまして、これを早くインターネット等で周知していきたいと思っております。

実施要領は、もうここで読み上げることはいたしませんが、これまで他の分野でやっているのと大体同じでございます。ポイントとしてあえて言うならば、申告期間を年に二つで割らせていただきております。と申しますのは、日本のこういう機関は4月スタートが多くございますが、海外、特にアジアでも、8月までが卒業で、9月から新学期というケースが多くございますので、その調和を取る意味で、年に2回これを回していくいかということを考えているところでございます。

それ以降は従来と同じようでございますけれども、ちょっと時間がかかりますのは、ページをめくっていただいた5で、実地検査をやった上で、さらに6で審査をし、審査結果を通知するというスキームでございます。実地検査の方は、我々経済産業省の職員が現地に赴きまして、申請書の内容を確認いたしますが、実際の審査は第三者審査委員会を経る必要がありますので、ここは外部有識者の方にお任せするという形で考えております。

次が、その外部有識者に回す以上、何らかの基準、クライテリアが必要だということでございまして、これに関しましても、お手本となります他のファッショニ等の人材と、大体それに応じた形でバランスを取りながら進めているものでございます。

ポイントといたしましては、そのページをおめくりいただいて、ページ番号が入っていないで大変恐縮でございます。9でございますけれども、1クラスを40人以下のきめ細かさでやってもらうところ。それから、13のところで教員の数を決めまして、40人当たり3名の教員に入っていただくということで考えているところでございます。

その教員の資格でございますけれども、1人が主任という形になりまして、他はいわゆる教職員、指導に当たる方でございますけれども、主任の資格だけちょっとハードルを高くしてございまして、3年にわたります教育経験、あるいは研究者経験を15で課しまして、それ以外の教員の方々に関しましては、大学等における専攻でありますとか単位の取得、あるいはディグリーを持っていること、そういう資格をいくつかのオア条件で設定しているものでございます。この辺も大体バランスが取れているものでございます。

今後でございますけれども、法務省とはもうこれは了解済みでございますので、できるだけ早くこれをインターネット等で公開しまして、私どもの方で教育機関からの御申請を受け付けて、早く、可能であれば8月末の卒業シーズンに間に合う形で学校を指定していきたいなと思っております。

今年の3月にも申し上げましたとおり、ニーズがあると私はここで堂々と申し上げたものですから、これが空集合になってしまったりするとちょっと大変と言いますか、私どもも大変まずいと思っておりまして、これに関して、少なくとも1者でございますけれども、できれば複数御申請いただいて、前向きな形で進めていきたいと考えているところでございます。

まだ固有名詞が決まったわけではありませんので、そういう意味ではスタートを切るというフォーマットが決まっただけでございまして、世にこの留学が認められましたみたいな形になるのはもう少し先でございますが、できるだけ早くそこに持ち込めるように、これから鋭意努力してまいりたいと存じております。

以上でございます。

○原委員 ありがとうございます。

スケジュールとしては、この基準と実施要領はいつ公開されることになるのでしょうか。

○平井課長 できるだけ早くと思っておりまして、この公開という意味では、インターネットにポツと載せるだけでございますから、お許しいただけましたら、例えば、もう今週にでも、あるいは来週早々にでも。今週は無理かな。庶務の手續がありますので来週になるかもしれません、できるだけ早く、これは出していきたいと思っております。

○原委員 分かりました。

あと、第三者審査委員会というのは、別にもう既に立ち上げられているのですか。

○平井課長 メンバーの内定まではしているのですが、まだ私どもの手元に申請が上がってきておりませんので、その日程でありますとか、そのボリュームであるとか、そこに関してはまだ全く空集合、中身が整ってございません。

○原委員 分かりました。

あと何かありますか。

○本間委員 これは⑤に設置とあるのは、その都度設置するという意味なのですか。それとも、常設というふうに考えているのですか。

○平井課長 都度設置でございますが、メンバーに関しては、やはり審査の均一な目

が必要でございますので、メンバーだけはある程度の期間固定させていただきたいと思っておりまして、そこは内々に先生方に伝えさせていただいております。

○鈴木委員 大変結構だと思うのですけれども、一つ御質問させていただきたいのは、教員の資格なのですけれども、アニメとか漫画の業界の人で、大学とかで主専攻でこういうディグリーがあまりないと思うのですが、実際に既にある株式会社の教育機関の教員たちは、こういう人たちがちゃんといるのでしょうか。実態とちゃんと整合性があるのかということです。

○平井課長 そういういたディグリーを出している大学が少ないことも事実でございまして、そこを卒業された指導者の方がいわゆる工業分野、ものづくりとかと比べて非常に少ないというのは御指摘のとおりでございまして、それはそれで別の問題だと思っています。そこはそこでやらせていただきますが、全くいいかというとそうではなくて、特に私立の大学でこの分野に非常に注目されたり、専門に頑張っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。例えば、新設の大学院大学で言いますと、一番新しいのは、多分デジタルハリウッド大学院が一番新しいと思いますが、あそこの杉山学長とともに指導者として非常に立派な方だと思っております。彼をどうするというのではなくて、数は少ないけれども、頑張っていただいていると思います。

○鈴木委員 今お聞きしたのは、今既にある学校がちゃんとそういう教員なのか。要するに、ちゃんと手を挙げられるのかというのを心配しているのですが、それはいかがですか。

○高橋課長補佐 メディア・コンテンツ課でアニメ・ゲーム・漫画を担当しております高橋と申します。

基準の16に教員の資格につきまして定めておりまして、⑤で既に専門的な知識・技術・技能等を有する、また、四として同等以上の能力がある方ということもありまして、現在お話を伺っている限りそういった学校でもこういった方がきちんと教えていらっしゃるとは聞いております。

○平井課長 オア条件でございますので、そういう方も教員としては御活躍いただけるという趣旨でございます

○鈴木委員 了解しました。

○原委員 あと、今無認可になられている学校で教育の質について何かネガティブな指摘があったりとか、そういう問題はありませんか。

○平井課長 正直申し上げまして、これから案件を募集いたしますので、実際に上がってきた申請とか、そこでのカリキュラム内容を第三者に渡したときにどういう御指摘を受けるかというのは、我々、実はすごく心配と言いますか、この学校でオーケーと言ってもらえるのだろうかというのはもちろんあるのですが、今はまだそこを集める前段階でございますので、そこを言っていても詮ない話でございまして、むしろできるだけ、1者と言わず複数、あるいは複数の学校から申請が上がってき、それを第三者審査にちゃんと見ていただくというのが今の段階でございます。

○原委員 そうすると、この第三者審査委員会のメンバーは結構重要だと思うのですが、これはどちら側の方々になるのですか。

○平井課長 こういった人たちを使う側の方が主です。つまり、アニメでありますとか産業のプロダクションの方。例えば、プロダクションのOBとして、この業界のために今活動されているような、そういう方が審査の主な方でございます。

○原委員 学校側の方も一部入っていただいて、議論をするということですね。

○平井課長 教育者もおります。そのとおりです。

○原委員 何人ぐらいの構成でしたか。

○高橋課長補佐 今4名お願いをしています。

○原委員 そうすると、3対1ぐらいですね。

○平井課長 産業界と学会という意味では、3対1になると思います。

○高橋課長補佐 大学の先生と。

○本間委員 一番始めの教員認定みたいなことは第三者の審査委員会でやるという理解でよろしいのでしょうか。

○平井課長 はい。この資格がちゃんとある、ここで言われているオア条件を満たしている人がちゃんと教えるかどうかということを第三者委員会で見ていただくという趣旨でございます。

○本間委員 その後なのですが、通常我々、大学だと、教員採用は全く大学の中の専権事項で進めるわけですね。その後についてはどのように考えていいのですか。

○平井課長 申請段階では、固有名詞というか背景でいただきますから、それは見ますけれども、その中の運営はもちろんその学校の自主的な御判断です。

ただ、この告示自身がある一定期間でエクスパイアされますので、次の再申請に関しましては、実施要領の中に書かせていただいたとおりの手続で進めさせていただきます。

○鈴木委員 では、設置審より立派なわけですね。一定期間で再審査できるわけですね。

○本間委員 大学はどんな人を雇っていてもあとは自由だから。

○平井課長 正直申し上げると、やはりこういう形で入れて、常にフォローで見られる形にしないと、法務省も怖くてなかなか恒久的なものとしては出していけないという事情もありますので、その辺は法務省としっかり相談させていただければと思います。

○原委員 では、あとは、この基準は事務局でももう一回精査をして、御回答を早急に申し上げてということですね。

○平井課長 よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○原委員 どうもありがとうございます。